

会 議 録

会議名称	令和3年度第2回佐倉市障害者総合支援協議会
開催日時	令和4年3月16日(水) 午後1時55分~午後4時25分
開催場所	中央公民館
出席者等	委員:長谷川会長、稲阪委員、安部委員、須藤委員、白田委員、 北野委員、松本委員、篠塚委員、大賀委員、近藤委員 事務局:福祉部丸島部長 障害福祉課 山本課長、石橋主査、杉本主査、能崎主査、 長谷川主査、土屋主査
会議議題	(1) 令和3年度各部会の活動報告について (2) 令和3年度障害者虐待の状況等について (3) 令和3年度佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の活動 報告について (4) 日中サービス支援型共同生活援助における協議会への定期 報告の書式について (5) 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の委員の推薦につい て
会議経過	別紙 令和3年度第2回佐倉市障害者総合支援協議会 会議録 のとおり

令和3年度 第2回佐倉市障害者総合支援協議会 会議録

【開会】

【議題】

- (1) 令和3年度各部会の活動報告について
- (2) 令和3年度障害者虐待の状況等について
- (3) 令和3年度佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の活動報告について
- (4) 日中サービス支援型共同生活援助における協議会への定期報告の書式について
- (5) 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の委員の推薦について

【閉会】

(1) 令和3年度各部会の活動報告について

(各部長より説明) 【資料 1①②③④⑤、2、3】

「部会共通事項」

事業所において新型コロナウイルスの感染者が発生する等により、思うように部会の活動が行えなかった。

「生活支援部会」

- ・ 地域生活支援の拠点となっている市内相談支援事業所(2カ所)と短期入所担当とで情報連携を行った。
 - 短期入所(緊急)は、年に数件の利用であるため、充足している状況である。
 - グループホームは、事業所数は充足している一方で空床が発生している。空床を埋めるためには、体験の場としての活用や、比較的重度な方の利用を受け入れる等が必要となってくる。
- ・ 医療的ケア児者への災害時対策検討部会では、医療的ケア児等支援の場(香取広域)を傍聴した。行政・医療機関を含む多職種で来年度の個別避難計画の策定に向

けた検討等が行われていた。

意見交換・質疑等

(委員)

精神障害者の場合、当事者の短期入所も難しい現状がある。よいアイデアはないか。

→(委員) 全国では、空き家を家族会が管理しシェルターとして活用している事例もある。

(委員)

グループホームの空床があるのは驚きである。営利企業による運営が増えたということか。

→(委員) 営利企業による運営が増えている。数は増えているが重度の方の受け入れが少ない等により空床が出ていると分析している。

「啓発・権利擁護部会」

- ・ 障害者週間に市主催で実施した「みんなで知ろう! パラスポーツ!」は、家族連れにも参加していただき、参加型のイベントとしてよかったと考える。
- ・ 子ども向けサポートブックについて、小学校3年生程度で理解できるような内容のものを部会で検討し、今後印刷を行う段階である。

意見交換・質疑等

(委員)

「すけっと」において不登校の子の居場所づくりをやっており、その中で「みんなで知ろう! パラスポーツ!」に参加し、地域との交流を行う良い機会となった。

「就労支援部会」

- ・ 産業界との連携強化として、「佐倉ユニバーサルカンパニー表彰」が実施され2事業者が表彰を受けた。
- ・ 農業事業者と福祉分野の連携強化として、「お試しノウフク」として、利用者と職員が

体験を実施している。

意見交換・質疑等

(委員)

お試しノウフクは、どの程度の頻度で実施しているのか。

→(委員)利用者2名、職員1名が週3回の体験を行っている。

(委員)

部会員として参加しているが、お試しノウフクやユニバーサルカンパニー表彰等を通じて、様々なかたとのつながりができて、就労部会にとって画期的な1年となった。また、市役所内の無人販売機についても、今後事業者が拡大することになり、障害者の作品等が販売されることもよい取り組みと考える。

「療育支援・教育部会」

- ・ **資料訂正** 主な活動 3/3 の会場「南部保健福祉センター」とあるのは、オンライン開催が正しい。(資料2 ページ目の児童通所支援事業所連絡会の3/3も同様の訂正)
- ・ (児童通所支援事業所連絡会) 放課後等デイサービスは、ほぼ満床である。理由は、グループホームより前から民間事業所の参入がある。また、必要なサービス量を相談支援事業所と決定しているが、より適正利用となるように連絡会を通じて周知・依頼をしていきたい。
- ・ 医療的ケア児の暮らしを考える会は、医療機関等にも参画いただいているが、現状の新型コロナウイルス感染症への対応により、今年度はオンラインであったとしても参加が難しい状況であった。

意見交換・質疑等

(委員)

- 療育を行うという観点から、受け入れると同時に質の向上が求められるがどのような取り組みを行っているか。

→(委員)他の事業所の取組をファイル化し共有している。架空の事例を活用してグループディスカッション等の実施を通じて、質の向上となるように努めている。来年度以降も継続しスキルアップに努めていきたい。

→(委員)放課後等デイサービスの利用者の中には、就労維持のための利用となっている場合があり、今後もニーズが高いことが予想される。制度上、子どもの発達・療育の場の確保について検討がなされる必要があると考える。

「精神部会」

- ・ **資料訂正**部会の開催日 10 月下旬「未実施」とあるのは、10/29 オンライン開催が正しい。内容は、市の計画についての説明、障害者週間イベントの参加募集、今後の方針について協議した。

意見交換・質疑等

(委員)

コロナウイルスの影響もあるが、部会はオンラインや書面会議なども活用してできるだけ開催いただきたい。また、各部会から実績報告だけでなく、来年度の計画等についても報告いただきたい。

「精神障害者相談支援事業」

- ・ 市では、精神障害専門員を配置し、精神障害者からの相談対応を実施している(委託事業)。ゲートキーパーとしての役割を有し、相談後に相談支援事業所への引継ぎ・検討を行っている。
- ・ 来年度も今年度同様、予約制の相談会も継続する。

「療育支援コーディネーター配置事業」

- ・ 障害がある子が進学等を行う中で、必要な引継ぎや配慮が途切れてしまうことが無いようにコーディネートを行う事業である。本来は、広域で実施されている事業であるが、

広域担当職員では対応件数に限りがあることから、子どもの療育支援のために市からの委託として実施している。

- ・ 千葉県実施の「NICU在宅移行支援看護師育成事業」に参画した。

→(委員)佐倉市では、県内でも先進的に市委託として実施しており、この動きが他市にも広がるとよいと考える。

(2) 令和3年度障害者虐待の状況等について

(事務局より令和3年度の状況について報告)

(3) 令和3年度佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の活動報告について

(事務局より説明)【資料4】

- ・ 今後の合理的な配慮の提供の義務化へ向けて、令和4年度以降の協議会の取り組みについて協議した。
- ・ 法改正に向けて、民間事業者への周知を行うことや、障害者から寄せられる相談内容について把握することを目的として、事業所へのアンケートの実施を予定している。

(4) 日中サービス支援型共同生活援助における協議会への定期報告の書式について

(事務局より説明)【資料5】

- ・ 運営者は、毎年本協議会へ定期報告を行うこととなるが、「報告・評価シート」の県様式に、市として特に確認したい内容を追加したいと考えている。追加する項目は、「利用者の権利擁護体制、職員の研修体制、専門職の配置状況、ヒヤリハットケースの有無」である。

意見交換・質疑等

(委員)

相談支援事業所が訪問したりすることはあるのか。

→(委員)サービスの計画をするにあたり、施設見学をさせていただくことが多い。

(5) 佐倉市障害者差別解消支援地域協議会の委員の推薦について

(事務局より説明)

令和 4 年度以降の委員について、佐倉市障害者差別解消支援地域協議会から委員の推薦依頼があった。

意見交換・質疑等

(委員)

- ・ 同協議会は、権利・擁護部会と密接な関係があることから、引き続き権利・擁護部長の稲阪委員が適任ではないかと思います。

→(異議なし)

その他

「障害者週間について」

→(委員)今年度の障害者週間については、多くの市民が参加し障害のある人との交流も行われており、成功であった。今後の障害者週間のイベントは継続した方がよいのではないか。

→(事務局)イベント当日は、コロナウイルスの中での開催であったため、参加者を150人に限定し事前申し込みという形で実施し、120~130人の参加があった。今後も障害のありなしに関わらず、人との交流の中で障害理解を促進していきたい思いがある。次年度以降についても、様々なご意見をいただきながらイベントを実施できたらよいと考えている。

ユニバーサルカンパニーの表彰についても同様であるが、予算がない中でも知恵を出しな

がら今後の事業についても検討していきたい。

「新型コロナウイルス感染症について(報告)」

(事務局より説明)

- ・ 1月から2/25現在で、25施設(入所施設5、通所施設19、訪問系1)から感染者の報告があった。
- ・ ワクチンの追加接種については、事業所で接種体制を構築できた場合には、優先的に接種を行っていただいた。
- ・ 放課後等デイなどの職員向けに集団接種の枠を設け、10事業所93人の接種を実施した。
- ・ 職員向けの検査費用の補助を実施し、26事業所の職員を対象に約3,700回分の補助を実施した。

(委員)

- ・ 新型コロナウイルス感染症については、市において様々な対応をいただいているところではあるが、本協議会の運営委員会から出た意見について、総合支援協議会から市へ要望書の提出依頼をさせていただく(参照:資料6)。
 - ① ワクチン接種については、規模が大きな法人は接種する医師・看護師を確保し事業所内接種を行っているが、その他の法人は接種の担い手の確保が難しい現状がある。そのため、医師会と連携を図り、接種医師とのマッチングをおこなうなど医療機関との調整を行ってほしい。
 - ② 感染者発生により事業所閉所後、再開にあたっての職員の検査体制は県・市事業により確保できているが、利用者の検査が事業の対象ではないため、拡大していただきたい。
 - ③ ②における検査の実施にあたっては、特に知的障害の方は唾液の採取が困難で

あるため、鼻からの検査が必要となり看護師による検査が必要という特性がある。
(松戸市で実施しているようだが、)医療従事者を派遣していただくなど、より事業
継続のための検査体制の構築を要望する。

(その他委員)

- ・ 特に異論無し → 協議会会長から市へ要望をあげることとする。

(事務局)

- ・ ワクチン接種の医師確保については、事業所から要望があったと認識しているため、新
型コロナウイルス感染症対策室と協議し、よりスムーズな検査体制の確保のためにで
きることを協議していきたい。

「関係機関連絡会について」

(事務局)

- ・ 最大で 80 を超える事業所が参集することは現在の新型コロナウイルス感染症の感
染状況から困難である。今回は、資料を送付すると共に意見をお聞きする形を考えたい。

～閉会～